

平成 18 年 4 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社ラックランド
代表者名 代表取締役社長 望月 圭一郎
(コード番号 9612 東証 2 部)
問合せ先 取締役管理本部長 大竹 隆一
(TEL:03-3377-9331 (代表))

ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 20 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20、第 280 条ノ 21 の規定及び平成 18 年 3 月 30 日開催の当社第 36 回定時株主総会決議に基づき発行する新株予約権の具体的な内容を、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の発行日

平成 18 年 4 月 27 日

2. 発行する新株予約権の総数

1,150 個（新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は 100 株）

3. 新株予約権の発行価額

無償とする。

4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 115,000 株

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

未定

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、発行日の終値とする。

6. 新株予約権の行使可能期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

7. その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないこととする。

8. 新株予約権の消却事由及び消却の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- (2) 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

9. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

10. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。

11. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において当該株式の発行価額中資本に組入れない額

行使価額から、資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、行使価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

ただし、新株の発行に代えて当社が保有する自己株式を移転する場合は、その端数を切り上げた額とする。

12. 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役 6 名及び執行役員 4 名、合計 10 名

(ご参考)

1. 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 18 年 2 月 21 日
2. 第 36 回定時株主総会の決議日 平成 18 年 3 月 30 日
3. 当社は、今後開催する取締役会において、当社の従業員を対象者とした新株予約権の発行決議を行う予定であります。

以上